

第 31 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第31回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和5年11月21日（火）午後1時15分～午後2時5分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1、2-2

3 出席委員 （農業委員8名）（農地利用最適化推進委員15名）

1 :	住本 浩也	2 :	中尾 正美
3 :	稻岡 卓美	4 :	本岡 俊郎
5 :	小林 衛	6 :	藤本 修造
7 :	政井 武雄	8 :	岸本 富生
9 :	田中 真司	10 :	稻田 保
11 :	近田 武司	12 :	前田 薫
13 :	藤川 良昭	14 :	永井 達郎
15 :	土井 賢一	16 :	増田 種正
17 :	長谷川義博	18 :	青木 輝剛
19 :	藤原 廣典	20 :	中井 義則
21 :	森本 謙介	22 :	前田 明弘
23 :	横山 和行		

4 欠席委員 （農業委員0名）（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に關係した事務局職員

事務局長	多鹿 博昭
事務局	高橋 言

6 会議に付した事件

議事

議案第160号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第161号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第162号 非農地証明願に対する認可について  
議案第163号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）

報告事項

報告1 各種証明書の交付  
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第1項の規定による届出の受理  
報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

## 報告4 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

### 【開会】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

ここ数日いい天気が続き、文字通り小春日和のようでありましたが、今朝はぐっと冷え込み、いよいよ冬本番が到来するように感じました。

本日第31回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、農用地利用集積計画の決定などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第31回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号7番 政井委員、1番 住本委員にお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第160号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第160号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページから3ページの7件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第160号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 樫山町○○○○ ○○○○、譲渡人 樫山町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 樫山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○m<sup>2</sup> 自作地、樫山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、以上合計2筆 合計面積○○○○m<sup>2</sup>、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人から譲受人への所有権移転は、昨年7月にもご審議いただきました。前回同様で、譲渡人は譲受人の新宅にあたります。昨年は以前から譲受人が耕作されていた譲渡人の田を譲り受けられたのですが、今回の2筆については、譲渡人が町内の方に貸し付けられていた田で、その方が、年齢などの理由で作付けを減らすので返したいとの話があり、譲受人に話をしたところ、購入するとの話がまとまったものです。譲受人には、東播磨道の工事の影響で、一部作付けされていないところはありますが、農機もすべてそろっており、意欲的に耕作されておられますので、農地を取得されることに問題はないかと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、1番については許可するこ

とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページ、4ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 住吉町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

申請地の東隣が譲受人の農地で、以前から作り難かったため、今回の申請地を購入し、2筆の農地を一つの農地にしたいとのことで、譲渡人にもちかけたところ、話がまとまったとのことです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、3番について説明いたします。

参考資料の、5ページ、6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地については、以前から譲受人の家で耕作してこられていました。譲受人のお母さまがご高齢になられ、権利関係をきちんとしておきたいとのことで売買の話が整われたものです。

特に問題はないものと思います。  
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは4番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、4番について説明いたします。  
参考資料の、7ページ、8ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 広渡町○○○○ ○○○○、譲渡人 大阪市浪速区桜川○○○○ ○○○○、申請地：所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

この農地はもともと作り難いところで、他の方から譲渡人が売買で所有権を譲り受けられた農地です。このたび、当該農地の隣接地にお住まいの譲受人が購入されることになられたものです。譲受人の所有される農地は少ないですが、当該農地で営農されることがあります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、5番について説明いたします。

参考資料の、9ページ、10ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 福岡県糸島市東〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大開町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 大開町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目  
畠 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、21年の使用貸借権設定、一  
般法人による解除条件付き貸借であります。

譲受人には、今月11月8日の農地相談に来られました。相談内容につ  
きましては、後ほどご報告があると思います。譲受人が、営農型太陽光と  
して、太陽光設備の下でキクラゲの栽培を行おうとされているものです。  
譲受人と大開町とのつながりは、令和4年1月12日の農地相談に加古川  
市の業者の方が営農型太陽光の相談に来られたことに始まるようです。今  
回、その業者の方が窓口となって、大開町と交渉され、営農型太陽光のた  
めに農地を貸してほしいとの話がまとまつたものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、5番については許可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、5番については許可することに決定  
いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、11ページ、12ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 宝塚市南ひばりガ丘〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 三  
田市武庫が丘〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地：所在地 脇本町〇〇〇〇 〇  
〇〇〇〇 地目畠 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、脇本町〇〇〇〇 〇〇〇〇  
地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、  
摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人には、今月11月8日の農地相談に来られました。空き家を購入  
されて、同時に隣接する農地を取得され、野菜を作りたいとの相談でした。  
頑張ってくださいとアドバイスさせていただきました、

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番について説明いたします。

参考資料の、13ページ、14ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 久保木町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 久保木町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、久保木町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○m<sup>2</sup>、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人には、後継ぎもおらず、農機具も古くなり、病気がちになられたため、今年は何とか耕作されました、これ以上すれば、町にも迷惑をかけることになると考えられ、譲渡されることを決断されたそうで、別段問題はないものと考えます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第160号 農地法第3条関係では、申請件数7件、うち許

可件数7件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第161号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第161号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和5年11月21日提出  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生  
詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第161号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、15ページ、16ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人（借入） 王子町○○○○ ○○○○および○○○○、  
譲渡人（貸人） 来住町○○○○ ○○○○、申請地：所在地 来住町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、使用貸借権の設定、一般住宅、木造2階建 1棟 1階 144.91 m<sup>2</sup>、2階 58.79 m<sup>2</sup>となる予定です。第2種農地です。

当該農地の前を県道118号小野志方線が通っています。当該農地には、田でありながら、廃車を置かれたりされていました。このたびの話が持ち上がり、指導を行い、畑に回復しておられます。譲受人はご夫婦で、妻が譲渡人の孫になられます。譲受人は現在、勤務先の寮として借りられているところにお住まいですが、期限が来ているので、早期の退去を求められているそうです。そこで、譲渡人の所有する土地に住まわせてあげたいとお聞きしました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が宅地、西側が田と水路、南側が水路、北側が道路となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第161号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第162号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の7ページをお願いします。

議案第162号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和5年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第162号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番〇〇が、1番について説明いたします。

参考資料の17ページ、18ページをご覧ください。

申請人 三田市武庫が丘〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 脇本町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地です。

摘要として、昭和61年頃より宅地の一部となっていました。

当該農地に合併浄化槽を埋められ、北接する宅地と同じ高さにかさ上げされていたものです。家屋は十数年前から空き家になっており、このたび、先ほど3条申請されておられた方が新規購入され、入居される予定です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としては、東側が道路、西側が畠と水路、南側が田、北側が宅地となっております。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようありますので、1番については認可することに決定

いたします。

○議長 以上、議案第162号 非農地証明願に対する認可について申請件数1件、うち認可件数1件により審議は終了いたしました。

○議長 ここで、午後1時55分まで休憩といたします。

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第163号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

(農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権))

○議長 次に、議案、第163号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書9ページをお願いします。

議案第163号

農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を別添のとおり定めるにあたって、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、意見を求める。

令和5年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

10ページをお願いします。

市長部局より、令和5年11月6日付で、意見を求められています。

11ページから14ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長 議案第163号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課 農業振興係の田中でございます。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。農業経営基盤強化促進法が改正され、今後、農地の貸借手続きは、この中間管理事業が中心になっていくことが見込まれているところです。

本市においても、この制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思います。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

このたびは、使用貸借権の設定です。

片山町の農地 2件 10筆 面積は、〇〇〇〇m<sup>2</sup>を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるものです。

これらは、最終的には、復井町に在住の廣岡治氏に貸し付けるものです。

次に、参考地図、「片山町集積図」をご覧ください。

ピンク色は、国営かんがい排水事業東条川2期地区の受益地の表示であります。対象農地は、赤色黒色破線枠の10筆が今回貸し付けられる農地です。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見がないようありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長 ご異議がないようありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第163号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

(産業創造課退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 15ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和5年10月1日～令和5年10月31日)

令和5年11月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 農家証明 番号1 住所 三木市平井〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 農業用倉庫

以上記載のとおり、農家証明につきましては、1件で、使用目的は、農業用倉庫1件でございます。

(2) 耕作証明 番号1 住所 河合中町〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

使用目的 3条に伴う耕作証明

以上記載のとおり、耕作証明につきましては、1件で、使用目的は、3条に伴う耕作証明1件でございます。

引き続きまして16ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年10月1日～令和5年10月31日)

令和5年11月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 三木市末広〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要といたしまして、住宅用地 所有権移転 令和5年10月16日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。

以上、記載のとおり、農地法施行令第10条第1項の規定による届出は、

1件 1筆 ○〇〇〇m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして17ページをご覧ください。

#### 報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和5年10月1日～令和5年10月31日)

令和5年11月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 久保木町○〇〇〇 ○〇〇〇、借入 久保木町  
○〇〇〇 ○〇〇〇、物件の表示 所在地 久保木町○〇〇〇 ○〇〇〇  
地目田 面積○〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要といたしまして、令和5年10月26日  
農地法3条 賃貸借 合意解約

以上、記載のとおり、解約通知につきましては、1件 1筆 ○〇〇〇  
m<sup>2</sup>でございます。

引き続きまして18ページから20ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和5年10月1日～令和5年10月31日)

令和5年11月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 敷地町○〇〇〇 ○〇〇〇、譲渡  
人(被相続人) 敷地町○〇〇〇 ○〇〇〇  
物件の表示 所在地 敷地町○〇〇〇 ○〇〇〇 地目田 面積○〇  
○〇m<sup>2</sup>、摘要といたしまして相続による所有権取得 令和5年10月4日  
受理

なお、番号1につきましては、登記地目は雑種地ですが、現況が田ということで、農業委員会への届出の対象となっております。

農地法3条の3第1項の届出はすべて相続による所有権の取得が8件  
で、合計70筆 63,328 m<sup>2</sup>でございます。

報告は、以上です。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。

ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。

皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第31回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和5年11月28日

小野市農業委員会会长

議事録署名委員 7番

議事録署名委員 1番